

新型コロナウイルスワクチン接種について

現在、1回目および2回目の接種を行っておりますが、国において追加（3回目）接種の実施が予定されております。

函館市としても追加接種に向けた準備を進めております。それに伴い、今後は1回目および2回目接種の規模を縮小予定ですので、接種を希望される方はお早めに予約の手続きを行ってください。

2回目接種を体調不良によりキャンセルした方は、再度予約が必要となりますので、予約がお済みでない方は各医療機関または下記の予約受付相談専用ダイヤルまでお問合せください。

接種可能医療機関は市のHPでご確認ください。

📄 <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021021200024/files/kobetsu.pdf>

※ 3回目の接種については、2回目接種を終了した方のうち、おおむね8か月以上経過した方が対象となる予定ですが、具体的な接種対象者は、今後、国から示される予定です。

早ければ12月から医療従事者の接種を開始することが想定されます。



10代、20代男性と保護者の方へ

10代、20代の男性では、武田／モデルナ社のワクチンより、ファイザー社のワクチンの方が、心筋炎・心膜炎が疑われた報告の頻度が低い傾向がみられました。10代、20代の男性であって、職域などで武田／モデルナ社のワクチンの1回目をすでに接種し、2回目の接種が未接種の方でファイザー社のワクチン接種を希望される方は、ご予約をキャンセルしたうえで、下記までご相談ください。なお、10代、20代男性以外は、ワクチン間で報告頻度に差がないため、同一のワクチンを接種することとなっております。

お問合せ 函館市新型コロナウイルス予約受付相談専用ダイヤル ☎83-6001

ワクチン接種に関する偏見や差別はやめましょう

ワクチンの接種は強制ではなく、さまざまな事情で接種を受けることができない方もおられることから、接種を受けていない方へ接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

ワクチン接種に当たっては、正しい情報に基づき、ご自身の意思で接種をご検討ください。

お問合せ 函館市新型コロナウイルス接種相談センター ☎0120-966-216

函館市事業者特別支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等に基づき要請された、外出自粛や往来自粛により大きな影響を受けている事業者に対し、支援金を給付します。

主な対象要件 次の対象業種を市内で営む法人または個人事業者

飲食料品製造業、飲食料品卸売業、小売業（露天商以外の無店舗小売業は除く）、印刷・同梱連業、道路旅客運送業（特定旅客運送業は除く）、物品賃貸業（自動車、スポーツ、娯楽、その他）、宿泊業（下宿業等は除く）、飲食サービス業（給食等は除く）、生活関連サービス業、娯楽業、療術業、教育・学習支援業（学習塾、教養・技能教授業等）、一般廃棄物処理業、ビル等建物の清掃業、イベント企画業

給付額 1事業者につき法人20万円、個人事業者10万円

申請期限 12月28日(火) (消印有効)

申請方法 郵送または電子申請

お問合せ 支援金コールセンター ☎87-6800 平日 午前9時半～午後5時半

詳しい内容は、市のHPに掲載または市役所、各支所で配布する募集要項でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

社会福祉協議会の総合支援資金特例貸付（再貸付）が終了した方などを対象に、収入・資産額が要件に該当する場合、熱心な求職活動を行うこと、または生活保護の申請を行うことを条件として、最大3か月の自立支援金を支給します。（窓口はありません。すべて電話でのお問合せとなります。）

申請期限 11月30日(火)

お問合せ 生活困窮者自立支援金担当 ☎21-3917